

## 少年法 61 条の意義 —実名・仮名報道の是非を巡って—

鈴木 麻友

少年法 61 条は、「家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。」と定めており、少年事件を起こした少年本人であると思われるような報道を禁止している。この原則は、少年及びその家族の名誉・プライバシーを保護すると共に、そのことを通じて過ちを犯した少年の更生を図ろうとするもので、広く刑事政策的な観点に立った規定である。犯罪者を特定した犯罪報道は、それによる社会的偏見がその後の本人の更生の妨げになり得ることは、成人の場合も同様であるが、とりわけ、傷つきやすく、可塑性に富み、将来性のある少年に対して、「非公表の原則」を定めたのである。

一方で、少年法 61 条を踏み越える形で、少年の実名報道に踏み切る報道機関もある。例えば、最近の事例として、「名古屋大学女子大生殺人事件」や「川崎市中 1 男子生徒殺害事件」などが挙げられる。また近年、成人年齢の引き下げを認める民法改正法案が可決されるなど、「少年」を「保護する」という考え方にも変化の兆しがある。

以上のような問題意識を踏まえ、本研究では、インターネット上で情報が拡散する現代社会における少年法 61 条の実効性、また、それを踏まえた同条の改正の要否をそれぞれ検討する。

研究方法は、少年法 61 条の内容及び趣旨を整理した上で、実名・仮名報道が行われた事案の分析、インターネット上で情報が拡散した事案の整理、実名・仮名報道の是非が争われた著名な訴訟事件である「長良川リンチ殺人事件」と「堺通り魔殺人事件」を深く分析することを通じて、少年法 61 条の課題を抽出した。

これらのアプローチを通じて、報道機関が推知報道に踏み切った理由(凶悪性、犯行時年齢、死刑判決又は自殺)の妥当性を検証すべく、①少年法 61 条の趣旨、文言のうち「新聞紙その他の出版物」の解釈、②推知性の判断基準、③61 条と不法行為の関係、④罰則の要否を考察した。結論として、61 条の一部改正を提言することとした。

(指導教員 石井 夏生利)